

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 位置等

南風原町は沖縄本島の南部、北緯26度11分、東経127度43分に位置し、那覇市や西原町、与那原町、南城市、八重瀬町、豊見城市に囲まれ、県内で唯一、海に面しない町です。本町は、与那覇、宮城、大名、新川、宮平、兼城、本部、喜屋武、照屋、津嘉山、山川、神里からなり、総面積10.76km²である。

地形は南北に5.5km、東西に3.2kmの拡がりをもつ、本町の中央には、標高85mの黄金森が大きく横たわり東西へ伸び高津嘉山と重なり起伏のある山野を形成し、北の新川は首里に接し高台となっており、南東の盆地は国場川の上流及び支流に接し極めて肥沃な土地である。地質は、ジャーガルと呼ばれる重粘土壌で第3期泥灰岩に由来する土壌である。

(2) 災害の想定

南風原町国土強靭化地域計画では、本町の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本としている。

(3) 台風・河川の氾濫

①台風

本県が過去に大規模な被害を受けた4つの台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定します。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害件数は変動することを考慮します。

大規模な被害を受けた台風

	昭和32年台風14号 フェイ	第2宮古島台風 コラ	平成15年台風第14号 マエミー	平成27年台風第21号 ドゥージェーン
襲来年月日	昭和32年（1957年） 9月25日,26日	昭和41年（1966年） 9月5日	平成15年（2003年） 9月10日,11日	平成27年（2015年） 9月27日
最大風速	47.0m/s（那覇）	60.8m/s（宮古島）	38.4m/s（宮古島）	54.6m/s (与那国町相納)
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）	85.3m/s（宮古島）	74.1m/s（宮古島）	81.1m/s (与那国町相納)
降水量	70.7mm（那覇、 25~26日）	297.4mm（宮古島、 3~6日）	470.0mm（宮古島、 9~12日）	206.0mm (与那国町相納 27~28日)
死傷者・ 行方不明者	193名（うち死者及び 行方不明者131名）	41名	94名（うち死者1名）	-
住宅全半壊	16,091戸	7,765戸	102棟（うち全壊19棟）	37棟
備考				平成27年9月28日、与那国町 に災害救助法（昭和22年法律 第118号）適用

②河川のはん濫（浸水想定）

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されており、本町では国場川が指定されています。浸水想定区域、洪水防御に関する計画の基本となる降雨によって、当該河川がはん濫した場合の浸水シミュレーションで予測しています。

なお、支川のはん濫、高潮及び内水によるはん濫は考慮されていません。

また、重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）が3区域、重要水防区域外で危険と予測される区域（河川）1区域があります。

町内の浸水想定区域一覧

対象水系・区間	想定降雨（発生確率）	関係市町村（浸水予想概要）
国場川水系国場川	国場川流域全体に60分の降雨で102mm（50年に1回程度起こる大雨）	南風原町（国場川沿い周辺で浸水深2m未満）

出典：「沖縄県地域防災計画」平成30年3月、沖縄県防災会議

本町の重要水防区域内で危険と予測される区域（河川）（令和2年4月現在）

水系河川名 (重要水防区域)	危険と予測される 主な区域	予測される被害の程度				
		予測され る危険	家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
国場川水系国場川 (南風原町大名～河口)	南風原町兼城、宮平	溢水	580	20.8	2,270	42.6
国場川水系宮平川 (南風原町宮平～国場 川合流点)	南風原町宮平	溢水	910	76.0	3,540	118.0
国場川水系長堂川 (南風原町山川～国場 川合流点)	豊見城市長堂 那覇市国場 南風原町山川 八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1,270	36.9

出典：「令和2年度 沖縄県水防計画」沖縄県

本町の重要水防区域外で危険と予測される区域（河川）（令和2年4月現在）

水系河川名 (重要水防区域)	危険と予測される 主な区域	予測される被害の程度				
		予測され る危険	家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
国場川水系長堂川 (国場川合流点より上 流2.2km～合流点)	南城市大里福原	溢水	910	76.0	3,540	118.00

出典：「令和2年度 沖縄県水防計画」沖縄県

③土砂災害（危険箇所・区域）

本町には、“土石流危険箇所”、“地すべり危険箇所”、“急傾斜地崩壊危険箇所”、“砂防指定地”、“地すべり防止区域”、“土砂災害警戒区域”が存在します。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定しています。

本町の土砂災害危険箇所・区域一覧

土石流危険渓流箇所	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	砂防指定地	地すべり防止区域	土砂災害警戒区域
1	5	9	1	2	13

出典：「令和2年度 沖縄県水防計画」沖縄県

(4) 地震及び津波

本町の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づく被害の概要は次のとおりです。

①想定地震及び被害予測

沖縄県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の8の想定地震を設定しました。その中で、本町において想定される震度は、6強が1、6弱が6、5強が4 となっていいます。想定される地震の概要は次のとおりです。

本町に係る地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ (km)	計測震度※（南風原町）			震度 (南風原町)	マグニチュード	備考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	6.6	5.7	5.9	6弱	7.0	
伊祖断層による地震	3	5.9	5.5	5.6	6弱	6.9	
石川一具志川断層系による地震	3	5.5	5.1	5.3	5強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.3	5.9	6.1	6強	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.9	2.6	2.7	3以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.2	3.0	3.0	3以下	8.7	
八重山諸島南方沖地震	2	3.8	3.6	3.6	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.2	5.0	5.0	5強	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.7	5.5	5.6	6弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.7	5.5	5.5	6弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	2.9	2.7	2.7	3以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.4	3.2	3.2	3以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.5	3.2	3.3	3以下	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.2	5.0	5.1	5強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.2	5.0	5.0	5弱	8.1	
沖縄本島南東沖地震 3連動	2	6.0	5.8	5.8	6弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震 3連動	2	5.4	5.1	5.2	5強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	5.7	5.5	5.5	6弱	7.8	
宮古島スラブ内地震	30	3.9	3.7	3.8	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.3	3.1	3.1	3以下	7.8	

<予測結果の概要>

本町の予測死者数は、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最も多く13人に上ります。負傷者数は、重症が104人、軽症が381人に上ります。負傷の主な原因となる建物被害も、全壊が1,092棟、半壊が1,784棟に上ります。建物の焼失棟数もこのケースで5戸発生します。ライフラインについても、沖縄本島直下プレート内地震の被害が最も大きく、断水人口は35,103人、停電も3,757戸に上ります。

本町における津波の浸水想定は、「沖縄県地図情報システム 津波浸水予測図（H24）」によると、那覇市との行政界の長堂川のごく一部で浸水が予測されている。

しかし、前述の被害量予測一覧に示すとおり、本町への被害はないものと予測されている。津波被害は想定されないものの、万一の場合も考慮しておくことも重要であるという認識に立ち、町民等に対しては日頃から津波に関する対応についての普及・啓発を行うとともに、避難誘導マニュアルや防災訓練等で対応するなどして万全を期すものとする。

本町の地震・津波被害量予測一覧

想定地震	死者 (津波)	重傷者 (津波)	軽傷者 (津波)	避難 者数 (人)	全壊 (津波)	半壊 (津波)	焼失 棟数 (戸)	断水 (人)	停電 戸数 (戸)	電話 支障 (回線)
沖縄本島南西沖(H9RF)	0	21 (0)	413 (0)	1,096	54 (0)	0	0	32,326	789	145
久米島南東沖(C02E)	0	5 (0)	100 (0)	136	5 (0)	31 (0)	0	2,513	0	0
久米島北方沖(B04E)	0	4 (0)	74 (0)	83	4 (0)	18 (0)	0	1,654	0	0
沖縄本島北方沖(C01W)	0	1 (0)	23 (0)	13	1 (0)	2 (0)	0	0	0	0
沖縄本島南部断層系	4 (-)	38 (-)	751 (-)	2,582	157 (-)	555 (-)	2	32,358	1,160	398
伊祖断層	5 (-)	41 (-)	794 (-)	2,830	175 (-)	596 (-)	2	32,358	1,203	434
石川一具志川断層系	0	6 (-)	116 (-)	176	4 (-)	44 (-)	0	4,374	0	0
沖縄本島直下プレート内	12 (-)	69 (-)	1,336 (-)	5,918	479 (-)	1,126 (-)	3	32,424	1,746	1,301

出典：「沖縄県地震被害想定調査報告書」平成22年3月、沖縄県

注：上段は地震による被害の値、下段は津波による被害の値を示す。

（5）感染症

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返し10年から40年の周期で発生し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、今日に至るまで、新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら、世界中の人々の生命・健康や社会経済活動に影響を与え続けている。そして、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していない為、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されており、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2. 商工業者の状況

- 商工業者数 1,231社 (平成26年経済センサス基礎調査)
- 小規模事業者数 898社 (平成26年経済センサス基礎調査)

【商工業者の業種別内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
226	135	42	100	73	288	86	950

令和4年3月31日現在

3. これまでの取組

(1) 町の取組

- ・防災行政デジタル無線の整備
- ・避難誘導マップ制作（全戸配布）
- ・備蓄飲食料（生活用品）の整備
- ・南風原町建設業者会と「災害時における南風原町建設業者会との応援協定書」を締結
- ・避難訓練
- ・町内4自治会で自主防災組織を設立
- ・海拔表示の整備
- ・南風原町地域防災計画の改定
- ・避難所等の防災拠点施設の指定
- ・南風原町国土強靭化地域計画策定

(2) 本会の取組

- ・危機発生時行動一覧作成
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

II 課題

現状では、危機管理マニュアルは策定されているが、本会と本町の防災協定の締結には至っていない。また、緊急時の取組として避難訓練等を実施した事がなく、そして関係機関との協力体制についても本格的に動けるのかが不明である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、地区内の中規模事業者は事業者BCPの策定の必要性に関する知識がまだ低い現状がみられる。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、本会と本町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

（2）事業継続力強化支援事業の内容

本会と本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

《1. 事前の対策》

「南風原町地域防災計画」や「南風原町新型インフルエンザ等対策行動計画」と県の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めようとする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 災害時のリスク軽減策として、「全国商工会員福祉共済」をはじめとする諸共済制度を周知する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成と見直し

- 本会は令和5年度中に事業継続計画を作成し、以後、毎年、計画の評価を行うとともに組織体制の変更等に合わせて計画内容の見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ①沖縄県火災共済協同組合と下記事項について連携する。
 - 「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR
 - 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼
- ②損害保険会社と連携、専門家の派遣を依頼。会員事業者以外も対象とした損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- 本会と本町で地区内小規模事業者のBCPに関する取組状況の確認及び情報共有を図り、必要に応じて改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

《2. 発災後の対策》

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を本会と本町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の感染症対策の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本町における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ①台風、豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
 - ②地震の場合：職員自身の体感で命の危険を感じる揺れの場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、家屋の状況、火災状況等を確認し、安全確認後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

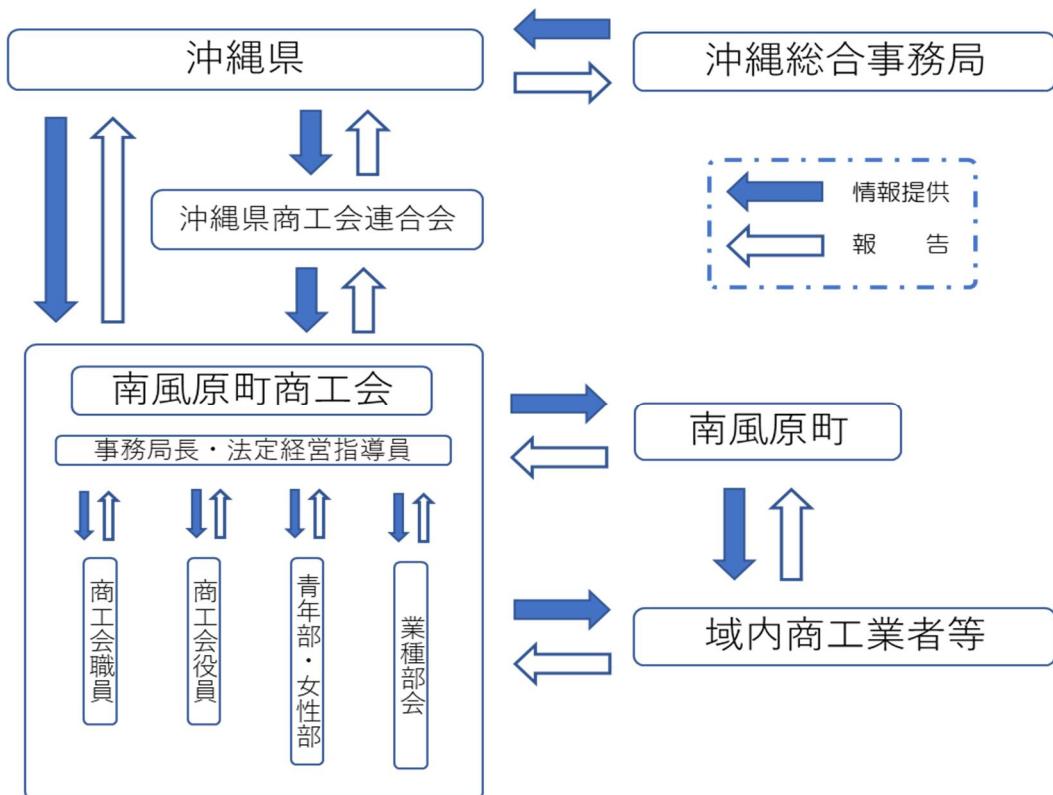
- ・本計画により、本会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回以上共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・本町で策定した「南風原町地域防災計画」、「南風原町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務及在宅勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

《3. 発災時における指示命令系統・連絡体制》

- ・自然災害等発生時に、地区内の中規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・本会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



《4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援》

- ・相談窓口の開設方法について、本会と本町で相談する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市本町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行の場合は、電話・メール・FAX等によって、周知を行い、感染拡大防止に努める。

《5. 地区内小規模事業者に対する復興支援》

- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

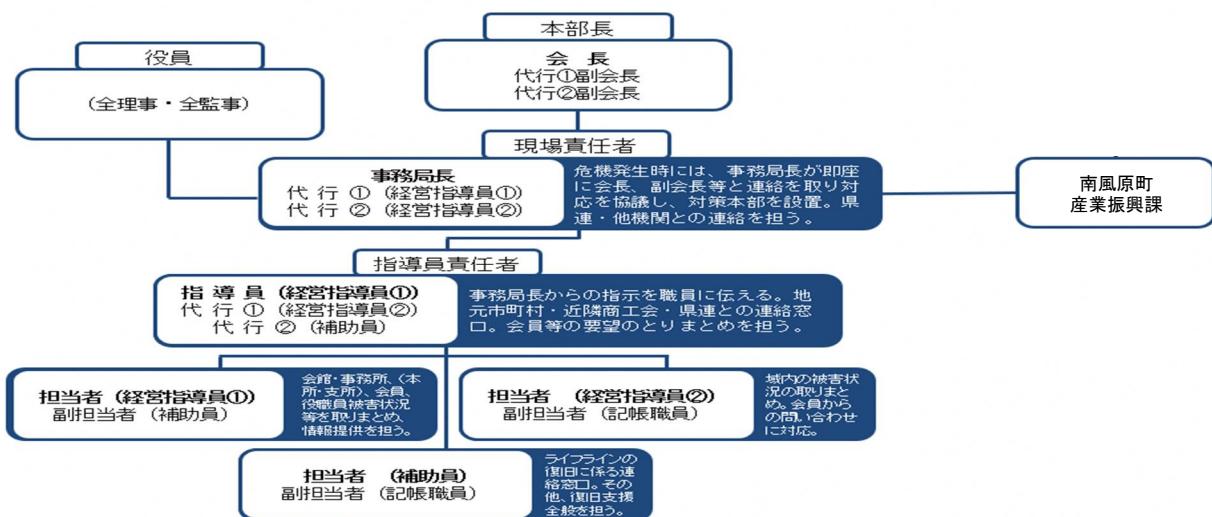
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年8月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 與儀 大樹（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

南風原町商工会

〒901-1112 沖縄県南風原町字本部158番地

TEL: 098-889-6121 / FAX: 098-889-4313

E-mail: info@haeshoko.net

②関係市町

南風原町産業振興課

〒901-1195 沖縄県南風原町字兼城686番地

TEL: 098-889-4430 / FAX: 098-889-7657

E-mail: H8894430@town.haebaru.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	170	200	200	200	200
・専門家派遣		30	30	30	30
・発送費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50
・運営費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、南風原町補助金、沖縄県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等